



発行 新潟県

第2号

平成25年1月8日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 6 肥料の登録の有効期間更新(農産園芸課)
- 7 公共測量の終了通知(監理課)
- 8 道路の区域変更(道路管理課)

公告

- 予算の公表(財政課)
- 大規模小売店舗の新設(商業振興課)
- 大規模小売店舗の廃止(商業振興課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

病院局公告

新潟県立病院医事業務委託に係る公募型プロポーザルの実施(病院局業務課)

告示

◎新潟県告示第6号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成25年1月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第404号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	サトウの菌体肥料
保証成分量	窒素全量 4.5パーセント りん酸全量 4.5パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	佐藤食品工業株式会社 新潟県新潟市東区宝町13番5号
有効期間	平成25年2月1日から平成28年1月31日

◎新潟県告示第7号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年1月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(座標補正)
- 2 作業期間 平成24年10月22日から平成24年12月17日まで

3 作業地域 新発田市豊町 他 地内

◎新潟県告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月 8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上小沢脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市板倉区下米沢字小川原 528 番から	新	13.3～23.2メートル	131.5メートル
同市板倉区下米沢字島田214番 2 まで	旧	13.3～37.0メートル	131.5メートル

公 告

予算の公表について（公告）

平成24年12月21日新潟県議会において議決された平成24年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年 1月 8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,105,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,731,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入						
款	項	補正前の額	補正額	計		
第7款 分担金及び負担金		千円	千円	千円		
第1項 分 担 金	担 金	6,650,124	1,297,248	7,947,372		
第2項 負 担 金	担 金	1,682,756	610,334	2,293,090		
		4,967,368	686,914	5,654,282		
第9款 国 庫 支 出 金		150,590,118	4,892,134	155,482,252		
第1項 国 庫 庫 庫 負 担 金	庫 庫 庫 庫 負 担 金	40,638,406	△ 218,299	40,420,107		
第2項 国 庫 庫 庫 補 助 金	庫 庫 庫 庫 補 助 金	106,404,582	5,110,433	111,515,015		
第13款 諸 収 入		305,621,159	1,033,801	306,654,960		
第4項 貸 付 金 収 入	貸 付 金 収 入	264,703,392	1,000,000	265,703,392		
第5項 受 託 事 業 収 入	受 託 事 業 収 入	5,817,328	△ 1,168	5,816,160		
第6項 収 益 事 業 収 入	収 益 事 業 収 入	3,777,462	34,969	3,812,431		
第14款 県 債		276,835,000	2,882,000	279,717,000		
第1項 県 債	県 債	276,835,000	2,882,000	279,717,000		
歳 入	合 計	1,378,626,166	10,105,183	1,388,731,349		

2 歳 出					
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,419,392	△ 5,204	1,414,188	
		1,419,392	△ 5,204	1,414,188	
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	35,155,532	27,824	35,183,356	
	第2項 政 務 管 理 費	4,314,765	15,392	4,330,157	
	第3項 統 計 調 査 費	15,824,941	△ 33,560	15,791,381	
	第4項 徴 稅 費	506,974	△ 921	506,053	
	第5項 市 町 村 振 興 費	6,977,766	13,335	6,991,101	
	第6項 選 挙 費	4,724,305	3,806	4,728,111	
	第7項 人 事 委 員 会 費	2,420,583	24,235	2,444,818	
	第8項 監 査 委 員 会 費	142,374	3,059	145,433	
		243,824	2,478	246,302	
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	7,796,550	226,399	8,022,949	
	第2項 防 災 費	2,032,851	△ 10,438	2,022,413	
	第3項 環 境 企 画 費	2,578,954	204,147	2,783,101	
	第4項 環 境 対 策 費	481,784	26,085	507,869	
	第5項 環 境 対 策 費	361,674	4,011	365,685	
	第5項 廃 棄 物 対 策 費	2,341,287	2,594	2,343,881	

第4款 福祉保健費	144,353,062	47,914	144,400,976
第1項 福祉保健費	19,557,453	47,273	19,604,726
第2項 国保・福祉指導費	41,467,382	△	41,466,835
第3項 医務事業費	4,738,099	435	4,738,534
第4項 高齢福祉保健費	37,119,960	2,210	37,122,170
第5項 健康対策費	7,085,646	6,700	7,092,346
第6項 生活衛生費	1,440,989	439	1,441,428
第7項 障害福祉費	20,095,406	△	20,087,486
第8項 児童家庭費	12,848,127	△	12,847,451
第5款 労働費	9,616,301	24,382	9,640,683
第1項 労働委員会費	127,910	△	127,234
第2項 労働政策雇用費	7,181,899	△	7,181,134
第3項 職業能力開発費	2,306,492	25,823	2,332,315
第6款 産業費	152,118,003	1,045,532	153,163,535
第1項 産業政策費	13,046,029	18,074	13,064,103
第2項 産業振興費	1,549,618	30,516	1,580,134
第3項 商産業振興費	117,310,305	998,485	118,308,790
第4項 産業立地費	18,358,668	5,382	18,364,050
第5項 観光費	1,853,383	△	1,846,458
第7款 農林水産業費	76,663,825	7,651,181	84,315,006

第1項	農業	総務	費	3,368,304	34,267	3,402,571
第2項	地域農産	政推進	費	6,400,900	8,322	6,409,222
第3項	農産園芸	芸	費	1,370,943	△	1,365,105
第4項	経営普及	及	費	3,948,132	2,177	3,950,309
第5項	食品流通	通	費	289,583	7,410	296,993
第6項	産産業	業	費	797,582	13,937	811,519
第7項	水産業	業	費	4,543,618	△	4,529,565
第8項	林業	業	費	12,747,672	678,012	13,425,684
第9項	農地管理	理	費	2,713,349	△	2,693,906
第10項	農地整備	備	費	39,503,660	6,937,155	46,440,815
第11項	農地計画	画	費	980,082	9,235	989,317
第8款	土木		費	161,556,045	2,187,074	163,743,119
第1項	土木	管理	費	10,611,676	226,591	10,838,267
第2項	道路橋りょう	ょう	費	52,954,803	1,405,851	54,360,654
第3項	河川海岸	岸	費	36,673,180	479,098	37,152,278
第5項	都市計画	画	費	6,173,505	△	6,165,629
第6項	建設	策	費	19,895,109	36,664	19,931,773
第7項	交通	策	費	14,451,518	16,585	14,468,103
第9項	港	湾	費	8,132,960	30,161	8,163,121
第1項	警察	管理	費	50,745,457	△	50,632,082
				47,266,852	△	47,134,585

第10款	教 育 費	第2項 警 察 行 政 費	3,478,605	18,892	3,497,497
		第1項 教 育 綜 務 費	218,950,326	△	217,960,018
		第2項 小 中 学 校 費	4,798,943	△	4,763,634
		第3項 高 等 学 校 費	129,457,029	△	128,905,934
		第4項 特 別 支 援 学 校 費	52,075,484	△	51,823,952
		第9項 大 学 費	17,519,209	△	17,388,340
			1,574,758	△	1,553,255
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	20,541,681	3,764	20,545,445
			4,277,126	3,764	4,280,890
		合 計	1,378,626,166	10,105,183	1,388,731,349

第2表 債務負担行為補正 1 追 加					
事 項	期 間	限 度	額	説 明	
新潟県民会館管理協定	平成25年度から 平成29年度まで	317,605千円			
新星学園給食業務委託契約	平成25年度から 平成27年度まで	30,032千円			
新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業委託契約	平成25年度	620,000千円			
新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金交付 決定	平成25年度	380,000千円			
県営漁港災害復旧工事請負契約	平成25年度	20,000千円			
県営漁港維持補修工事請負契約	平成25年度	2,000千円			
県営漁港整備工事請負契約	平成25年度	5,000千円			
土砂災害緊急治山事業工事請負契約	平成25年度	20,000千円			
土砂災害緊急治山工事調査委託契約	平成25年度	10,000千円			
中条駅前通り線仮設橋賃借契約	平成25年度から 平成26年度まで	18,000千円			
十日町病院土壌汚染調査委託契約	平成25年度	8,029千円			

土木施設等環境整備対策工事請負契約	平成25年度	68,000千円
道路維持調査委託契約	平成25年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	平成25年度	200,000千円
道路維持管理委託契約	平成25年度	600,000千円
奥只見シルバークライン維持管理委託契約	平成25年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	平成25年度	7,000千円
舗装道路維持修繕工事請負契約	平成25年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	平成25年度	370,000千円
地方特定道路整備工事請負契約	平成25年度	380,000千円
防災・防雪施設維持修繕工事請負契約	平成25年度	10,000千円
道路安全施設工事請負契約	平成25年度	423,000千円
道路改善工事請負契約	平成25年度	44,000千円
道路防災対策工事請負契約	平成25年度	50,000千円
舗装道路補修工事請負契約	平成25年度	834,000千円

防災・防雪施設補修工事請負契約	平成25年度	30,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	平成25年度	82,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	平成25年度	400,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	平成25年度	63,000千円
河川調査委託契約	平成25年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	平成25年度	46,000千円
河川維持工事請負契約	平成25年度	369,000千円
河川維持流量観測委託契約	平成25年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	平成25年度	62,000千円
河川施設補修工事請負契約	平成25年度	50,000千円
河川整備工事請負契約	平成25年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	平成25年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	平成25年度	40,000千円
海岸整備工事請負契約	平成25年度	9,500千円

ダム堆砂測量委託契約	平成25年度	8,000千円
ダム流木処理業務委託契約	平成25年度	5,000千円
災害関連緊急調査委託契約	平成25年度	7,000千円
砂防工事請負契約	平成25年度	35,000千円
土砂災害緊急工事請負契約	平成25年度	80,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	平成25年度	8,000千円
港湾整備工事請負契約	平成25年度	81,500千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	平成25年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	平成25年度	6,500千円
港湾等調査委託契約	平成25年度	9,500千円
警察学校・機動隊給食業務委託契約	平成25年度から 平成26年度まで	31,080千円
施設補修工事請負契約	平成25年度	3,000千円
航空機格納庫建設関連工事請負契約	平成25年度	48,707千円
安全運転管理者講習委託契約	平成25年度	31,593千円

交通安全施設整備工事請負契約	平成25年度	200,000千円	
特別支援学校給食業務委託契約	平成25年度から 平成27年度まで	70,959千円	

2 変 更		事 項	補 前		正 後		明 説
			期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
		農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成25年度から平成42年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	平成25年度から平成42年度まで	農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業資金を総額48,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	

起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	6,825,000							7,016,000					
河川事業費	12,581,000							12,865,000					
港湾事業費	3,661,000							3,681,000					
漁港事業費	531,000							539,000					
治山事業費	2,710,000							3,035,000					
農地事業費	9,347,000							10,850,000					
学校教育施設等整備事業費	1,540,000							1,663,000					
社会福祉施設整備事業費	1,151,000							1,158,000					
地方道路等整備事業費	11,643,000							11,999,000					
合併特例事業費	2,996,000							3,031,000					
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	1,209,000							1,239,000					

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

年9パーセント以内

補正前に同じ

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価額が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,586,701千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 2,580,701	千円 6,000	千円 2,586,701
	第4項 繰入金	540,306	6,000	546,306
歳入	合計	2,580,701	6,000	2,586,701

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 2,576,201	千円 6,000	千円 2,582,201
	第1項 災害救助費	2,492,071	6,000	2,498,071
歳	出 合 計	2,580,701	6,000	2,586,701

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,876千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,745,127千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水連事業収入		千円 12,753,003	千円 △ 7,876	千円 12,745,127	
	第5項 繰入金	1,914,106	△ 7,876	1,906,230	
歳入	合計	12,753,003	△ 7,876	12,745,127	

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 流域下水道事業費		12,630,449 千円	△ 7,876 千円	12,622,573 千円
	第2項 建設費	6,138,915	△ 7,876	6,131,039
歳	出	12,753,003	△ 7,876	12,745,127
	合 計			

平成24年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	4,545,696	△ 25,793	4,519,903
第1項 営業費用	3,908,013	△ 25,078	3,882,935
第3項 事業外費用	133,651	△ 715	132,936

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 766,234	千円 740,441

平成24年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,758,084	18,601	2,739,483
第1項 営業費用	2,705,345	18,601	2,686,744

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 431,178	千円 412,577

平成24年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	3,988,584	△ 4,090	3,984,494
第1項 営業費用	3,889,136	△ 4,090	3,885,046

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 56,154	千円 52,064

平成24年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,547,452	△ 318,526	76,228,926
第1項 医療費用	72,210,936	△ 319,819	71,891,117
第2項 医療外費用	2,210,608	1,293	2,211,901

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,993,684千円は、過年度分損益勘定留保資金1,484,611千円及び当年度分損益勘定留保資金3,509,073千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	5,292,350	460	5,292,810
第5項 負担金交付金	452,929	460	453,389

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	10,287,001	△ 507	10,286,494
第1項 建設改良費	2,837,592	△ 507	2,837,085

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 千円
十日町病院土壌汚染調査委託契約	平成25年度	8,029

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職員給与費	39,538,830	39,219,337

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年1月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パテオ西新発田
所在地 新発田市富塚町2丁目807番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 日生不動産株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 内藤 博
 - 住所 新潟市中央区上近江4丁目2番19号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社原信
 - 法人代表者氏名 代表取締役社長 原 和彦
 - 住所 長岡市中興野18番地2
 - ・ほか3者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年9月1日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計6,588平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計348台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計188台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計259平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計43立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社原信
24時間
 - ・株式会社ユニクロ
午前6時から午後9時
 - ・株式会社星光堂薬局
午前9時から午後12時
 - ・株式会社三喜
午前9時から午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- ・ 出入口の数 5箇所
 - ・ 位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- ・ 荷さばき施設ア
午前7時から午後5時
 - ・ 荷さばき施設イ
午前6時から午後5時
 - ・ 荷さばき施設ウ及びエ
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日
平成24年12月25日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、新発田市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成25年1月8日から平成25年5月8日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成25年1月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)
名 称 北南家具センター十日町店
所在地 十日町市高山字水上838-1
設置者 株式会社ミート・コンパニオン
- 2 店舗面積の合計
(廃止前) 1,399平方メートル
(廃止後) 0平方メートル
- 3 廃止(第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日
平成16年11月9日
- 4 廃止しようとする理由
買収に伴い店舗以外の用途として使用するため。
- 5 届出年月日
平成24年12月19日

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、可搬型放射線モニタリングポストの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成25年1月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
可搬型放射線モニタリングポスト 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成25年1月31日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成25年2月1日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年1月25日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Portable radiation monitoring equipment for field measurement (movable monitoring post)

[1] unit

(2) Deadline for bid submission:

5 : 00P.M. January 25, 2013

(3) Date of bid opening:

1 : 30P.M. February 1, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

新潟県立病院医事業務委託に係る公募型プロポーザル提案者の募集について（公告）

新潟県立病院医事業務委託の受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するものとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成25年1月8日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立病院医事業務委託

(2) 委託場所

委託場所は、下記に掲げる新潟県立病院である。

病 院 名	所 在 地

新潟県立松代病院	十日町市松代3592-2
新潟県立柿崎病院	上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立津川病院	東蒲原郡阿賀町津川200
新潟県立妙高病院	妙高市大字田口147-1
新潟県立リウマチセンター	新発田市本町1-2-8
新潟県立坂町病院	村上市下鍛冶屋589
新潟県立六日町病院	南魚沼市六日町636-2
新潟県立加茂病院	加茂市青海町1-9-1
新潟県立十日町病院	十日町市高山32-9
新潟県立小出病院	魚沼市日渡新34
新潟県立中央病院	上越市新南町205
新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14
新潟県立がんセンター病院 (がん予防センター)	新潟市中央区川岸町2-15-3 (新潟市中央区川岸町2-10-1)
新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2-4-1

(3) 委託期間

契約締結日は平成25年4月(予定)とし、業務委託期間は平成25年10月1日から平成29年9月30日までとする。ただし、新潟県立六日町病院及び新潟県立小出病院については、当該委託期間中に委託業務が終了となる可能性があるので留意すること。

(4) 委託業務の内容

委託する業務は、上記(2)の病院における医事業務である。詳細は仕様書に定める。

2 参加表明・提案者に求める資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 次のいずれにも該当しない者。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

エ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 新潟県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(3) 新潟県税について未納がないこと。

(4) 過去5年間に、次に掲げる受託実績を全て有している者。

ア 日本国内の一般病床500床以上の病院における3年以上の入院・入院外の会計及び診療報酬請求事務

3 提案書

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準等の詳細は、新潟県立病院医事業務委託に係るプロポーザル実施要項(以下「実施要項」という。)及び提案書提出要領によるものとする。

(1) 会社概要及び業務受託実績

(2) 業務体制

(3) 従事者

(4) 引継ぎ等

(5) 業務内容

(6) 精度管理

(7) 委託料見積書

4 手続等

(1) 問い合わせ窓口

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番1号

TEL 025-280-5557

FAX 025-285-3843

電子メール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

ア 交付期間

平成25年1月8日（火）から平成25年1月21日（月）

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

ウ 交付方法

交付場所での直接交付とする（郵送による交付は行わない）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成25年1月22日（火）午後5時まで

イ 提出場所

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話番号 025-280-5557

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(4) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 提出期限

平成25年1月25日（金）午後3時まで

イ 提出先

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

電子メールアドレス ngt400020@pref.niigata.lg.jp

電話番号 025-280-5557

ウ 提出方法

実施要項及び仕様書等についての質問は、参加表明書の提出者に限るものとし、質問書を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

エ 回答方法

質問に対する回答は、平成25年2月5日（火）までに参加表明書提出者全員に郵送により行う。

(5) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

平成25年2月27日（水）午後5時まで

イ 提出場所

新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

5 審査、失格及び結果の通知

(1) 審査

新潟県立病院医事業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された提案書及びヒアリング等の内容から総合的に評価して、最も優れた提案を行った者及び次点者を選定委員会において特定する。なお、審査にあたって、提案内容の確認を必要とする場合は、別途実地調査等を実施する。

(2) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とする。

①参加表明書提出後、実施要項3の参加資格要件を満たさないことが判明した者

②提出書類に虚偽を記載して提出した者

③提案書の提出期限に遅れた者

④ヒアリングの実施時間に遅れた者

⑤参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、選定委員会の委員長及び委員並びに事務局職員に対して、直接的又は間接的に本選定に関して援助を求めた者又は不正な接触を行った者

⑥参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、法人、その代表者及び従業員が社会的信用を損なう行為を行い、提案者として相応しくないと選定委員会が認めた者

イ 次のいずれかに該当する者は失格とすることがある。

①実施要項に適合しない書類を提出した者

②提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

(3) 結果の通知

選定委員会の審査結果は、各提案者に文書をもって通知する。

6 契約の締結

(1) 選定後の手続き

ア 最優秀提案者は、契約に関して第1位交渉権を与えられるものとし、審査結果の通知後に、契約締結の交渉を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が実施要項3(1)各号のいずれかに該当することとなった場合は、次点者と契約の交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 契約

ア 契約にあたっては、新潟県病院局参加資格・指名審査会設置要綱（平成16年9月1日制定）第4条の規定による参加資格・指名審査会の承認を得るものとする。

イ 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから、受託者は、病院と協議の上、柔軟に対応すること。

ウ 契約の締結は、平成25年度新潟県病院事業会計予算において当該業務委託の予算措置が行われた後とし、予算措置がなされない場合には、契約しない。

エ 契約締結後の翌年度以降の契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案の上、年度ごとに決定する。

オ 実施要項12(2)ウ及びエによる変更又は解除により受託者が損害を被ったとしてもその損害を請求できないものとする。

カ 業務の準備（業務運用の調査、現業者との業務引継ぎ及び業務運用並びに医療情報システムの教育研修等の業務遂行にあたって必要な準備）を行うにあたって、現行受託者、医療情報システムメーカーその他の業者と協議が必要な場合は、受託者と当該業者の間で協議を行うものとする。

キ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県病院局業務課業務管理係（医事業務委託担当）へ通報報告を行うこと。詳しくは、県のホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>）で確認すること。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 実施要項及び選定委員会が要求した内容以外の書類等は受領しない。

(3) 提出された参加表明書、提案書及び資料は返却しない。

(4) 参加表明書及び提案書等の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、参加表明書の提出者及び提案者の負担とする。

(5) 提出された参加表明書、提案書及び資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。

(6) 提出された参加表明書、提案書、資料及びその複製は前号以外に提出者に無断で使用しないものとする。

8 Summary

(1) Subject matter of proposal

Provision of administrative services for Niigata Prefectural Hospital

(2) Deadline for Application

January 22 , 2013 5 : 00 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

February 27 , 2013 5 : 00 P.M.

(4) For further information, contact:

Office : Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration, Niigata Prefectural
Government

Address : 4 - 1 Shinko-cho, Chuou-ku, Niigata City
950-8570 Japan

Tel : 025-280-5557

Fax : 025-285-3843